

平成 29 年 3 月
防 衛 省

自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部改正について

1 改正の趣旨

国土交通省においては、航空ネットワークの維持・拡充の観点から、これまで講じられてきた着陸料軽減措置を継続するとともに、地方空港におけるインバウンド拡大に向けた着陸料の軽減措置を実施することとし、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成 11 年運輸省告示第 165 号）の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日に施行予定。

この改正を踏まえ、防衛省において、平成 11 年防衛庁告示第 49 号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日に施行することについて、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 105 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき決定し、同条第 2 項の規定に基づき告示するもの。

2 改正の概要

（1）以下の着陸料軽減措置を平成 30 年 3 月 31 日まで延長するもの

- ア 国内航空に従事するもの 1/2 に軽減
- イ アのうち、最大離陸重量が 50 トン以下のもの $1/2 \times 9/10$ に軽減
- ウ 国際定期便に従事するもの 7/10 に軽減
- エ 国際旅客チャーター便であるもの 1/2 に軽減
- オ 国際路線の拡大に向けた取組に係るもののうち、国際旅客定期便の新規就航・増便の増加分 7/20 に軽減
- カ 国際路線の拡大に向けた取組に係るもののうち、国際旅客チャーター便の増加分 1/4 に軽減

（2）新たに以下の着陸料軽減措置を実施するもの

- ア 関西国際空港、成田国際空港、及び中部国際空港発の便 1/3 に軽減
- イ アのうち、最大離陸重量が 50 トン以下のもの $1/3 \times 9/10$ に軽減
- ウ 国際路線の拡大に向けた取組に係るもののうち、高度な誘客・就航促進の取組を行う空港として認定されたもの 最長 3 年間、1/2 以下に軽減

3 意見公募手続きを実施せずに改正した理由

今回の改正内容は、国土交通省において意見公募手続きを実施して定めた「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成 25 年国土交通省告示第 320 号）」と実質的に同一の内容を定めるものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 5 号に該当することから意見公募を実施しませんでした。

4 告示及び施行予定日

- （1）告示日：平成 29 年 3 月 30 日
- （2）施行日：平成 29 年 4 月 1 日